

# 上板町指定ごみ袋広告掲載取扱募集要領

令和6年12月10日

1. 目的 町の新たな財源の確保を図るとともに、地域経済の活性化の推進を目的とし、上板町指定ごみ袋（以下 ごみ袋という）を広告媒体とした広告の募集を行う。
2. 対象 生活に関連するものであり、上板町有料広告掲載要綱 第2条（掲載基準）に基づくもの。
3. 広告規格 ごみ袋及び外装袋の印字と同色刷りとし、次のとおりとする。
  - 指定ごみ袋（大）45L
    - （1）ごみ袋 縦120mm×横410mm
    - （2）外装袋 縦50mm×横180mm
  - 指定ごみ袋（中）20L
    - （1）ごみ袋 縦100mm×横300mm
    - （2）外装袋 縦20mm×横130mm広告の掲載位置は、外装袋は中段付近、ごみ袋は下段付近とする。（予定）
4. 掲載期間 広告掲載期間は、広告を掲載するごみ袋が完売するまでとする。
5. 募集 (1)募集枠は、1枠とします。  
(2)応募者が募集枠(1枠)を超えた場合には、抽選を行います。
6. 広告掲載料 100,000円以上のせり方式により確定する。

## 7. 掲載広告の選定方法

応募のあった広告については、上板町が審査及び協議を行い、前項の規定による応募者のうち広告掲載料の最も高い者に決定する。

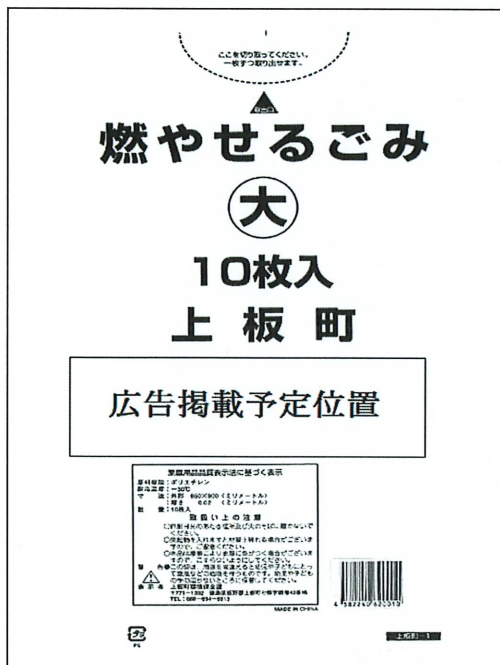
なお、広告掲載料が同額の時は、抽選により決定する。

## 8. 費用負担

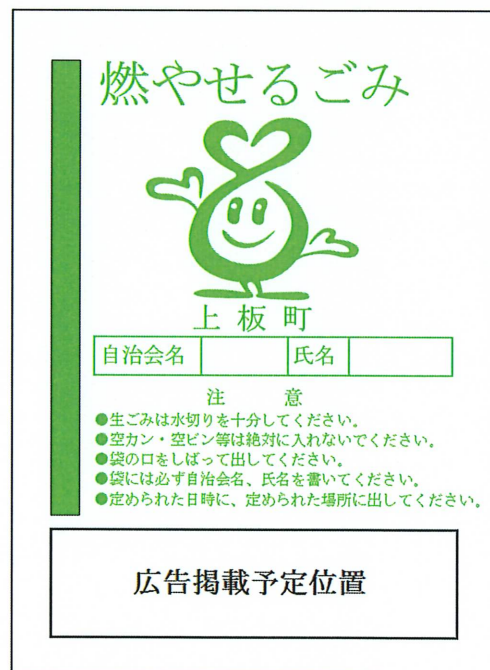
デザイン考案料及び原稿制作費については、広告主の責任において行い、その費用のすべては広告主の負担となります。

なお、上記選定方法から漏れ掲載が行えなかった場合も同様となります。広告掲載料は、広告掲載を決定したのち、町が指定する期日までに納付してください。

## 9. 掲載場所 ごみ袋(大)45L・(中) 20L



外 装 袋



ご み 袋

(上記イラストはイメージです。)

10. 印刷部数 460,000 枚程度 ※印刷部数は、変動することがあります。  
(大) 45L 450,000 枚、(中) 20L 10,000 枚
11. 販売方法等 ごみ袋販売店 13 店舗及び上板町役場で販売。
12. 掲載の決定 応募いただいた広告の掲載は、町において審査の上、その可否を決定し、応募者に通知します。可否の決定の際に、広告の内容・デザイン等に制限を加えられ、修正等を行っていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
13. 掲載の取消し 町が指定する期日までに広告原稿の提出がないときや広告掲載料の納付がないときのほか、制限が加えられた広告の内容・デザイン等の修正等を広告主が行わないときは、広告掲載を取り消しすることがあります。取り消し等により広告主が受けた損害について、町は広告主に対してその賠償の責めを負いません。
14. 広告主の責務 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負います。第三者から広告に関連して損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決してください。
15. 掲載料の返還 広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができないときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を返還します。

16. 応募方法

「上板町指定ごみ袋広告掲載申込書（第1号様式）」及び「広告掲載申込金額書（第2号様式）」に必要事項を記入のうえ、環境保全課までお申し込みください。

※第2号様式は第1号様式の審査を通過した段階で、他の申込者と同時に開封します。よって、第2号様式だけで必ず封入して下さい。

※広告の原稿が添付できない場合は、広告の内容が確認できるイメージ図等を提出してください。

※掲載が決定したのち、広告原稿はPDFのデータファイルでCD-Rに保存して提出してください。

17. 応募期間

令和7年1月10日(金)から2月28日(金)までの午後5時までに持参又は郵送にて必着のこと。

18. 応募及び問合せ先

〒771-1392

徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地

上板町役場 環境保全課 上板町指定ごみ袋担当

TEL 088-694-6813

FAX 088-694-5903